

■ その他の災害対策計画

第25章 火山災害対策

市に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会）によると、富士山の大規模な噴火（1707年の宝永の噴火と同程度の噴火）が発生した場合、10～30cm 降灰の堆積が想定される範囲に市の一部が入っています。

火山灰で命を落とす危険性は小さいものの、吸い込むことによる呼吸器への影響や灰が眼に入ること、炎症等を引き起こすことがありコンタクトレンズを着用している場合は特に注意が必要となります。また、堆積し火山灰は厚さ 0.5 cm でも車の走行時に灰を巻き上げ、視界が悪くなり、自動車等ではスリップを引き起こしやすくなります。さらに、木造家屋では、屋根に 30cm 以上の降灰が堆積すると、屋根が抜けたり建物が倒壊するおそれがあります。

火山災害については、その活動状況から、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であることから、本章では、被害を軽減するために、箱根山及び富士山の火山情報の伝達、迅速な避難誘導等の必要な事項について定めます。

1 箱根山の概要

箱根山は、いくつかの成層火山と単成火山からなる複成火山です。

箱根火山は噴火の歴史記録はありませんが、地質調査により12～13世紀頃に3回ほど小規模な水蒸気爆発があったことが最近の研究で明らかになりました。これらは、マグマの関与があまり明確ではなく、規模も大きいものではありませんが、観光地化がきわめて進んでいる箱根においては重要視すべきものです。なお、同様の噴火は3,000年前頃と2,000年前頃にもあったことが知られています。

その他、火山災害としては大涌谷、早雲山、湯ノ花沢、硫黄山の4つの噴気地帯での噴気活動があげられます。大涌谷と湯ノ花沢では過去に火山ガスによる事故で死者が出ています。

気象庁では、箱根火山の噴火警戒レベルは「1（平常）」としており、県温泉地学研究所により監視・観測が行われています。最近では特に2001年の活動が活発であり、無感地震を含めて、約半年間にわたって、約16,000回の地震が観測されました。

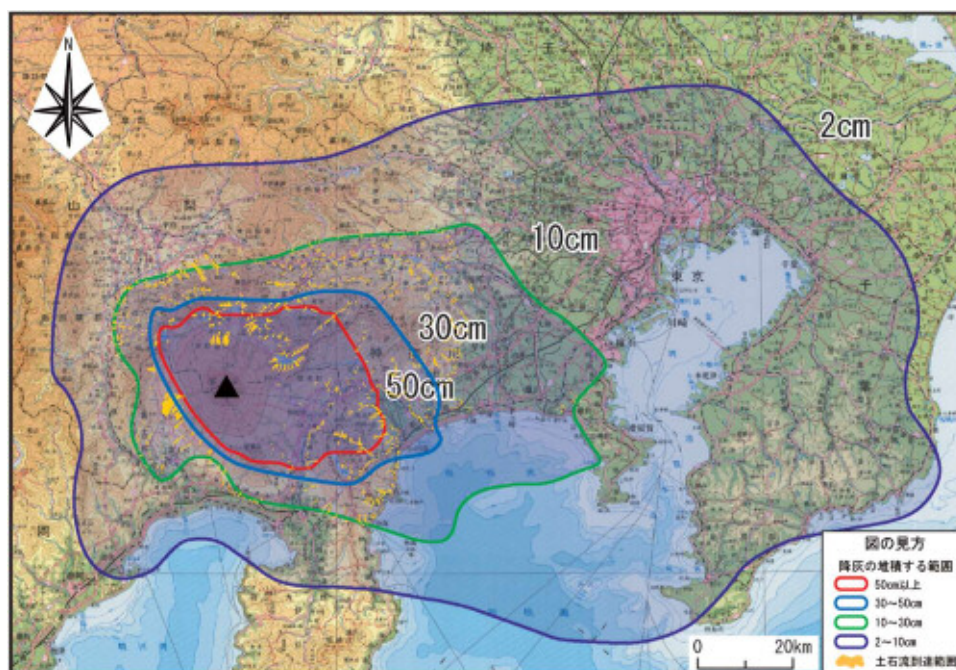
2 富士山の概要

富士山は、山梨県と静岡県にまたがり、小御岳（こみたけ）・古富士の両火山上に生成した成層火山で日本の最高峰であり、体積は約400km³、基底は直径50kmの大きさです。主に玄武岩からなりますが、1707年にはデイサイト・安山岩の軽石・スコリアも噴出しました。側火山が約100個あります。

標高2,450m以上は露岩地帯で、風食作用が著しく、特に西斜面は崩壊が激しくなっており、「大沢崩れ」として知られております。

気象庁では、富士山の噴火警戒レベルは「1（平常）」としており、気象庁等において、監視・観測が行われています。

図 25-1 富士山降灰可能性マップ



※このマップは、富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年に作成したもので、1707年の宝永噴火と同程度の大規模噴火を想定し、様々なケースの降灰の数値シミュレーション結果を包括した影響範囲図です。そのため、一度の噴火で全ての範囲に火山灰が堆積するものではなく、また、中小規模噴火の場合は、降灰の厚さがこれを下回ることとなります。

第1節 災害予防

担当 総務部（管財課）、防災安全部（総合防災課）、健康福祉部（市民健康課）、教育部（教育指導課）、消防本部

第1 火山情報の伝達体制等

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第20条（警戒避難体制の整備）の規定に基づき、火山情報伝達体制等について、必要な事項を定めます。

1 噴火警報等の発表

平成19年11月21日の気象業務法等改正に伴い、従前の火山情報（緊急火山情報、臨時火山情報、火山観測情報）および火山活動度レベルは廃止され、これに代わり、新たに噴火警報・予報および噴火警戒レベルが定められました。

富士山は、気象庁が警戒等を必要とする市区町村を明示し、噴火警戒レベルに応じた噴火警報および噴火予報を発表する活火山となります。

(1) 噴火警報

噴火警報は、気象業務法第13条（昭和27年法律第165号）の規定により、気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表します。

なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱います。

(2) 噴火予報

噴火予報は、気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表します。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表します。

(3) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。住民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。

表 25-2 噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口付近	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火警報	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

(4) 降灰予報

ア 発表基準：噴煙の高さが概ね火口上3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合

イ 内容：噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域

(5) 火山現象に関する情報

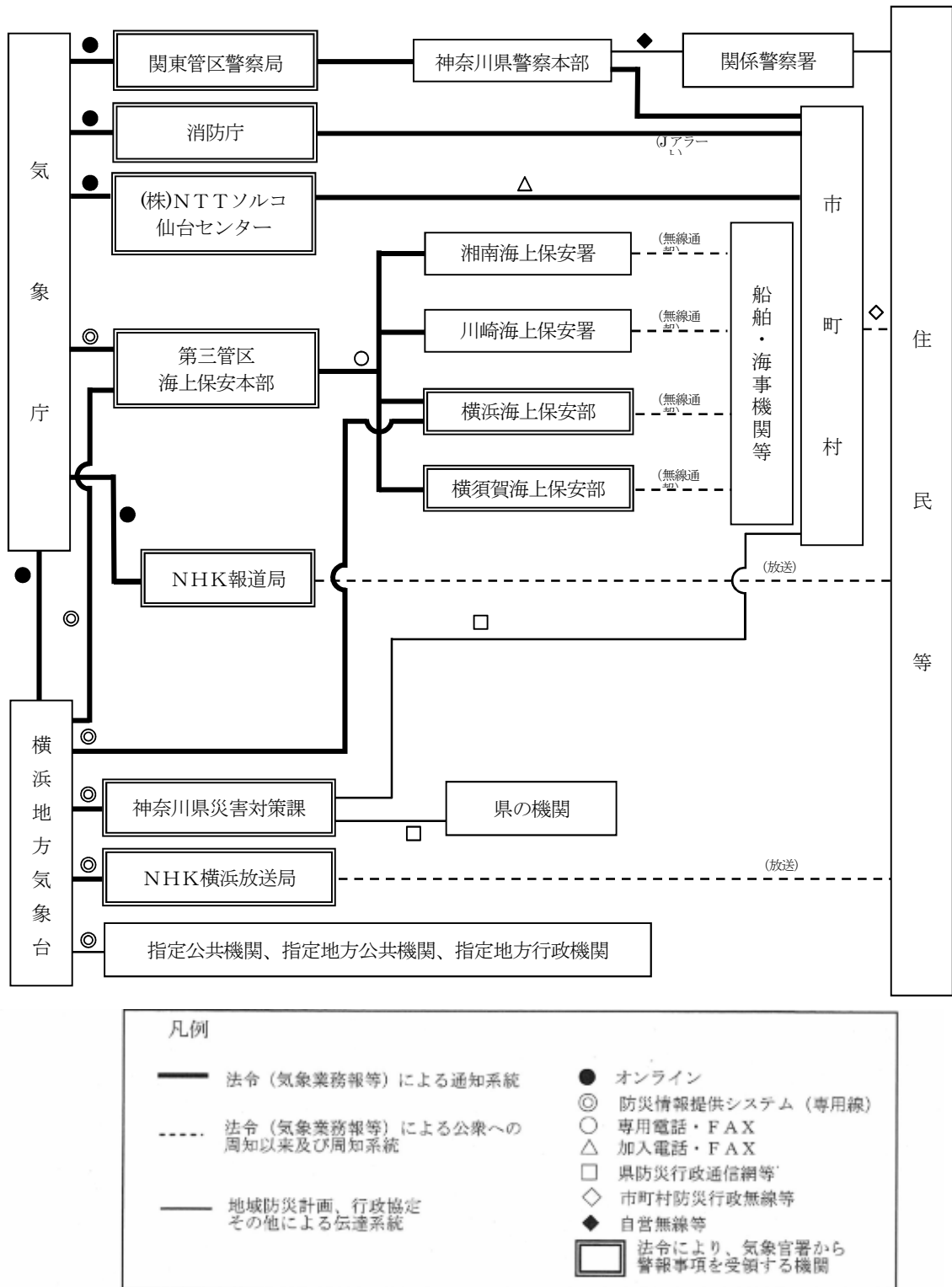
表 25-3 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬又は必要に応じ適時発表
週間火山概況	過去 1 週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎週金曜日
月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

2 噴火警報等の通報及び伝達体制

噴火警報等の通報及び伝達系統は、概ね次のとおりとします。

図 25- 噴火警報等の伝達系統図



第 2 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

市は、県及び関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図り、災害情報受伝達体制を強化します。

(2) 通信手段の確保

市は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

(3) 被災者支援に関する情報システムの構築等

ア 市は、罹災証明書の発行、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理するシステムの導入や体制の整備に努めます。

イ 市は、市民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

ア 市は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部・消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。

イ 市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画をたて、消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。

(3) 医療救護活動

市は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

3 避難誘導

(1) 市は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民や観光客等への周知徹底に努めます。

(2) 市は、事前に民生委員・自治会等の活動を通じて、在宅の高齢者・障害者等の所在を「避難行動要支援者名簿」、「要配慮者マップ」等により個人情報に配慮しつつ把握し、災害時に迅速に避難できるように努めます。

(3) 市及び施設の管理者は、高齢者・障害者・乳幼児等の自力避難が困難な者の避難誘導・搬送等について、自主防災組織・近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

(4) 市は、高齢者・障害者等の二次的避難所として、設備・体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ、施設管理者と災害時の協定を結ぶことに努めます。

4 降灰等対策

市は、国・県及び防災関係機関等と連携し、経済活動・住民生活等に及ぼす影響を軽減するため、火山噴火時の降灰対策などについて検討します。

(1) 降灰による影響

ア 火山灰を吸い込むと、ただちに生命に危険がおよぶことはありませんが、呼吸器系の疾患にかかりやすくなる等、健康被害のおそれがあります。

イ 火山灰が目に入ること、炎症等を引き起こすことがあります。コンタクトレンズを着用している方は特に注意が必要となります。

ウ 屋根に堆積した火山灰の重みにより、木造建築物等が倒壊する可能性があるため、除灰するか堅牢な建物への避難が必要になります。特に降雨により水分を含んだ場合は、倒壊の危険性が高まります。

木造家屋等では、屋根に30 cm以上の火山灰の堆積により、屋根が抜けたり、建物が倒壊するおそれがあります。

エ 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空等の交通機関に影響をおよぼすことが考えられ、状況によっては、その影響は広い範囲におよびます。

オ 降灰後の降雨により、土石流発生の可能性が高まります。

カ 河川の上流域で多量の降灰があった場合、支流や溪流からの土砂の流入により本河道の河床が上昇するため、洪水の危険性が高まります。

(2) 火山灰から身を守るために

ア 自動車等の運転を控える

自動車が巻き上げる火山灰が視界やスリップ等の更なる運転条件悪化につながります。原則として、自動車の運転を控えることとし、どうしても運転しなければならない場合は、十分な車間距離を保って、徐行運転を心がけるようにします。

イ 家庭内の火山灰を減らす

可能な限り、全てのドアと窓を閉めるようにします。

ウ 防護

しっかりと防塵マスクを着用するものとし、防塵マスク等がない場合は、衣類等から作った即席の布製マスクで、のどや目に痛みを起こす大きめの火山灰粒子を防ぐようにします。布を水で湿らせればより効果的です。

エ 目の防護

できる限り、ゴーグルや眼鏡をかけ、コンタクトレンズは使用しないようにします。

オ 清掃

堆積した火山灰を清掃するには、乾いたままだと、大量の火山灰をあびることとなるので避けるべきです。

事前に水をかけると作業はしやすくなるが、水を含むと重量が増すため、特に屋根の上での作業には注意が必要です。

5 防災知識の普及

(1) 市民等への防災知識の普及

ア 市は、国及び県と連携して、火山災害について市民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供・普及啓発に努めます。

イ 市は、被害の及ぶ範囲や避難場所・避難路等防災関係施設の位置、災害時に対応すべき事項等を総合的に表示した火山に関するハザードマップの作成に努めるとともに、地域の

実情にあった啓発を行います。

(2) 観光客等への防災知識の普及

市は、観光協会等の関係機関と連携して、火山防災知識の普及啓発に努めます。

(3) 児童・生徒等への防災知識の普及

公立学校は、教科等を通じ、火山に関する知識の普及や火山防災教育の推進に努めます。

第2節 災害時の応急活動計画

担当 各部

第1 災害情報の収集・連絡

1 災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況・建築物の被害・火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

2 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

3 通信手段の確保

市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。また、通信手段の確保について必要な措置を県に要請します。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

(1) 市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、降灰により通行できない道路の開閉など必要な措置を講じます。

(2) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市災害対策本部を設置します。

(3) 市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

2 広域的な応援体制

市長は、本市の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

3 自衛隊の災害派遣

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときには、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸自第1師団

長)に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合は、直接防衛大臣又は地域担任部隊等の長(陸自第1師団長)に災害の状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

第3 救助・救急、医療救護活動

災害発生時、市民の一人ひとりが、「自らの身は、自ら守る」とともに、被災者の救出・救護活動を行い、災害の拡大の防止に努めるものとします。

また、市は防災関係機関が一体となって被災者の救出・救援、消火及び医療救護活動を行います。

関連箇所：風水害応急対策計画「第9章 救助・救急活動」、「第10章 医療救護活動」

第4 避難対策

市は、災害発生後、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在・災害の概要・その他避難に関する情報の提供に努めます。

市民は、あらかじめ指定されている避難場所を日ごろから把握するとともに、避難勧告等が出された場合には避難します。また、被災のおそれがあるため避難の必要がある場合は、安全に十分配慮しながら自主的に避難するものとします。

なお、市は2cmを越える降灰が予測される場合は屋内避難を呼びかけ、30cmを越える降灰が予測される場合は建物倒壊等の恐れがあるため、堅牢な建物への避難を呼びかけます。

また、降灰後に大雨警報が発表された場合は土石流発生の恐れがあるため、危険区域の住民に対して避難の指示を行います。

関連箇所：風水害応急対策計画「第11章 避難・被災者受入れ、保護対策」

第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

災害発生後、特に初期には、救助・救急、医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空の様々な手段を利用し、緊急輸送ルートの確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施します。

関連箇所：風水害応急対策計画「第17章 交通規制・緊急輸送対策」

第6 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、火山災害の状況に関する情報・安否情報・ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況・医療機関などの生活関連情報・それぞれの機関が講じている施策に関する情報・交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。

その他の災害対策計画
第 25 章 火山災害対策

また、市は、被災者から寄せられる生活上の不安や要望に応えるため、被災者の相談に応じるとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

関連箇所：風水害応急対策計画「第21章 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動」

第26章 雪害対策

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立などの雪害対策について、必要な事項を定めます。

第 1 節 災害予防

担当 各部

第 1 災害応急対策への備え

1 ライフライン施設等の機能の確保

市及びライフライン事業者は、上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図ります。

2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

市は、県及び関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図り、災害情報受伝達体制を強化します。

(2) 通信手段の確保

市は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

3 除雪体制の整備

市は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じて、消防機関・自主防災組織・近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うよう努めます。

4 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努めます。

第 2 節 災害時の応急活動計画

担当 各部

第 1 雪害に関する警報等の伝達

横浜地方気象台は、大雪の現象に伴う災害及び被害の発生するおそれのある場合、市町村単位で特別警報・警報または注意報を発表し、市民や防災関係機関に警戒または注意を喚起します。

また、特別警報・警報又は注意報は、直ちに県防災行政通信網を通じて、市に伝達されます。

市及び防災関係機関においても、それぞれが定めている配備計画に基づき事前配備体制に入り、

被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

第2 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するためには不可欠です。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 被害規模の早期把握のための活動

市は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等・被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたります。

(2) 災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況・建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

2 通信手段の確保

市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。

第3 活動体制の確立

1 活動体制

(1) 市は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市災害対策本部を設置します。

(3) 市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

2 広域的な応援体制

市長は、本市の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

3 自衛隊の災害派遣

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸自第1師団長）に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合は、直接防衛大臣又は地域担任部隊等の長（陸自第1師団長）に災害の状況等を通知します。なお、この通知をしたと

きは、速やかにその旨を県知事に通知します。

第4 除雪の実施

市及び道路管理者は、災害を防止するため、除雪を実施するものとします。また、市は、降雪時パトロール及び除雪箇所一覧の分担により対応する。

第5 救助・救急活動

市は防災関係機関と一体となって、大雪により孤立した者等、被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

関連箇所：風水害応急対策計画「第9章 救助・救急活動」

第6 避難対策

1 避難誘導の実施

- (1) 市長は、災害の状況に応じて、人命の安全を第一に、必要に応じて避難準備情報の発表または避難の勧告、指示を行います。
- (2) 市は、避難誘導にあたって、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。

2 帰宅困難者への対応

- (1) 市は、必要に応じて帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達、医療機関との連携等を行います。また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供します。
- (2) 企業・事業所は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者等が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。
- (3) 旅館・ホテル等の宿泊施設及び商業施設等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の避難所に誘導するものとします。
- (4) 鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて県及び市町村の情報伝達等に基づき地域の避難所等を案内するものとします。

関連箇所：風水害応急対策計画「第11章 避難・被災者受入れ、保護対策」

第7 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 交通の確保

- (1) 交通情報の広報
交通規制が実施された場合、市は、直ちに市民等への周知徹底に努めます。
- (2) 道路の応急復旧等
道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省関東地方

整備局、市災害対策本部等に報告するほか、備蓄基地を活用して、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行い道路の機能の確保に努めます。

2 緊急輸送

市は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼します。

関連箇所：風水害応急対策計画「第17章 交通規制・緊急輸送対策」

第 8 被災者への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、気象・被害の状況・二次災害の危険性に関する情報・安否情報・ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況・医療機関などの生活関連情報・それぞれの機関が講じている施策に関する情報・交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者・障害者・観光客・外国人等に配慮した伝達を行います。

2 災害広報の実施

情報伝達にあたっては、被災者が必要とする情報を十分把握し、防災行政用無線・掲示板・広報紙・広報車等によるほか、放送事業者・通信社・新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するように努めます。

関連箇所：風水害応急対策計画「第 6 章 情報収集・伝達・広報」

1 第27章 放射性物質災害対策

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて原子力規制委員会等の国の所管となっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業者等において対策が講じられていますが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等(以下、「放射性物質」という。)による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて円滑な対策活動の実施が図れるよう、本市においても災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定めます。

鎌倉市においても放射性物質取扱事業所(以下、「事業所」という。)を有しており、そこで事故等が発生した場合には、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、原子力規制委員会及び事業所が防災対策を講ずることとされています。

ここでは、市内事業所において不測の事態が発生した場合に備え、市として必要な事項について定めます。

なお、市外の原子力事業者の原子炉の運転等に起因する事故等への対応については、国及び神奈川県地域防災計画「原子力災害対策計画」による県の指示等に基づき、本計画を準用し、市として必要な措置を講ずることとします。

第1節 災害予防

担当 本部事務局、健康福祉部、消防本部

第1 安全確保

1 事業所に対する指導

市は、放射性物質災害に係る安全確保を図るため、放射性物質取扱事業者及び運搬事業者(以下、「放射性物質取扱事業者等」という。)に対し、次の事項について指導します。

- (1) 消防設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
- (2) 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
- (3) 自主防災体制の強化
- (4) 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- (5) その他必要な事項

2 安全確保に関する協定等

市は、必要に応じて事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策に万全を期すよう努めます。

- (1) 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- (2) 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- (3) 事故発生時等の応急措置に関する事項
- (4) その他必要な事項

3 放射性物質に関する教育及び知識の普及

市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて県、国及び関係機関と連携、協力して、市民に対し、放射性物質に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、次の事項について職員教育を実施します。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (3) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項について
- (4) その他必要な事項

第2 災害応急対策への備え

1 放射性物質災害に対する防災体制の整備

(1) 市の防災体制の整備

ア 災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平常時から県と連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努めます。

イ 火災等緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被ばく防止等の安全対策等、消防活動体制の整備に努めます。

(2) 市は、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、事業所を把握します。

2 情報伝達体制の充実強化

市（本部事務局・消防本部）は、放射性物質災害対策の迅速かつ的確な実施を図るため、平常時から国、県及び防災関係機関と相互に連携を図るとともに、情報連絡体制の整備に努めます。また、災害時の情報通信手段について、平常時から無線機器の保守点検、非常通信の取扱い、機器の操作習熟等に向け、通信訓練等を実施します。

3 広報体制の整備

(1) 広報手段の整備

市（本部事務局・消防本部）は、放射性物質災害発生後の経過に応じ、周辺住民に提供すべき情報の項目について整理するとともに、平常時から国、県、防災関係機関及び事業者等から収集した情報等を正確かつ迅速に市民等へ伝達するための広報手段の整備に努めます。主な広報手段は、次のとおりです。

- ア 防災行政用無線
- イ 防災安全情報メール
- ウ 広報車
- エ 放送機関への放送要請
- オ 報道機関への要請
- カ 市ホームページへの掲載 等

(2) 広報の内容

市が放射性物質災害発生時に行う広報の内容は、次のとおりです。

- ア 災害等の状況及び今後の予測
- イ 被害状況と応急対策の実施状況
- ウ 避難場所、避難方法
- エ 市民のとるべき措置及び注意事項
- オ その他必要な事項

4 救急・救助、消火及び医療救護体制の整備

(1) 救急・救助、消火体制の整備

ア 市（消防本部）は、消防組織の強化に努めるとともに、平常時から消防団、自衛消防隊及び自主防災組織等と連携強化を図ります。

イ 市（消防本部）は、消防力の整備指針・消防水利の基準に適合するよう整備計画をたて、消防施設、救急車等の消防車両及び放射線防護服、放射線測定器等の放射線防護資機材の整備、維持管理に努めます。

(2) 医療救護体制の整備

市は、県医療救護計画に基づき、医療救護活動体制の整備に努めます。この際、県内の被爆医療機関を事前に把握し、平素から連携の保持に努めます。

また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

5 広域応援体制の拡充

放射性物質災害において、現有の消防力では対応できない大災害等に対応するため、県下消防相互応援協定及び県内消防広域応援実施計画に基づく応援体制、自衛隊及び関係機関等との相互応援体制の整備に努めます。

6 避難体制

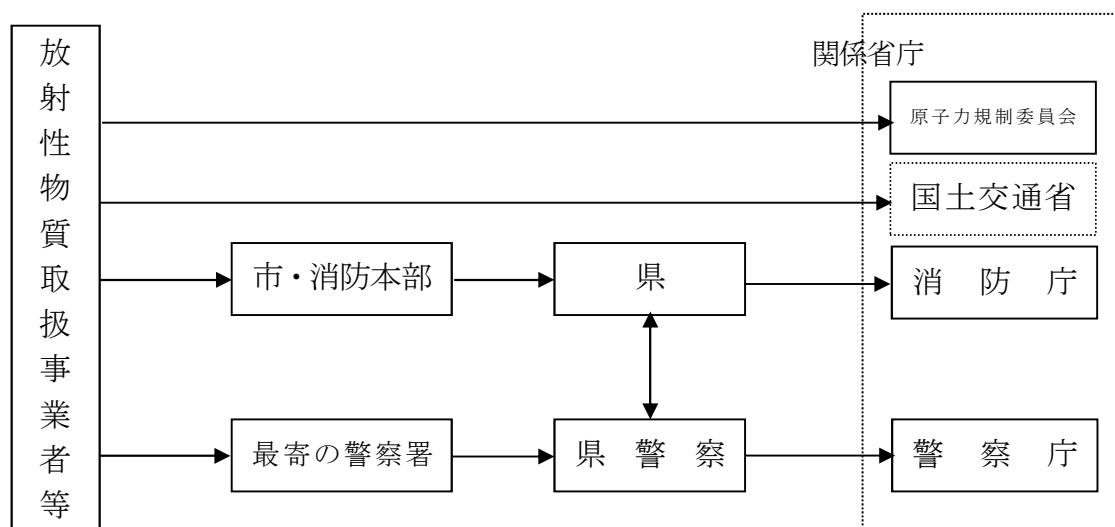
市（本部事務局・健康福祉部・消防本部）は、避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めます。

第2節 災害時の応急活動計画

担当 各部

第1 発災直後の情報の収集・連絡

【放射性物質取扱事業者等の事故発生時の連絡系統図】



1 災害情報等の連絡

- (1) 放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに原子力規制委員会、市・消防本部及び警察へ連絡します。
- (2) 市は、放射性物質取扱事業者等から事故が発生した旨の連絡を受けた場合は、速やかに県等の関係機関に連絡します。

2 放射性物質取扱事業者等による被害情報の収集・連絡

- (1) 放射性物質取扱事業者等は、被害状況を原子力規制委員会、市・消防本部及び警察に連絡します。なお、工場又は事業所の外での運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）における事故の場合は、国土交通省に連絡します。
- (2) 市（本部事務局・消防本部）は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 放射性物質取扱事業者等は、原子力規制委員会（工場又は事業所の外において事故が発生した場合は、国土交通省）及び市（本部事務局・消防本部）に応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡します。

- (2) 市（本部事務局・消防本部）は、応急対策等の活動状況を県に報告するとともに、応援の必要性を連絡します。

第 2 活動体制の確立

1 活動体制

- (1) 市は、放射性物質の漏洩等による事故の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第 23 条の 2 の規定に基づき、鎌倉市災害対策本部を設置して、国、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとります。
- (3) 市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

2 広域応援体制

市長は、災害の状況により広域応援の要請を行うほか、放射性物質の特殊性を勘案し、必要に応じ、県を通じて、国に専門家又は専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し必要な人員及び資機材の応援を要請します。

3 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を取るため必要があると認めたときは、県知事に対して自衛隊の派遣要請を行います。

第 3 搜索、救急・救助、消火活動及び医療救護計画

1 搜索、救急・救助、消火活動

市（消防本部）は、「鎌倉市消防計画」に基づき区域内における救急・救助、消火活動等を行うほか、被災者の早急な把握及び被爆管理に努めます。

大規模な放射性物質災害において、多数の傷病者が発生した場合は、迅速的確な救助活動を行うとともに、傷病者に対してトリアージを実施し、緊急性や重症度に応じて、治療の優先順位を決定して病院選定、搬送を行います。消火活動を含む消防活動の実施にあたっては、災害の特殊性から、県、国及び事業者との緊密な連携により、消防隊等の被ばく、汚染の防止及び施設内外への汚染拡大の防止を図りながら消防活動を実施します。

また、近隣市町が発災現場であった場合で発災現場の市町から消防組織法に基づき応援要請があった場合、消防機関による応援の迅速かつ円滑な派遣に努めます。

関連箇所：風水害応急対策計画「第 9 章 救助・救急活動」

2 医療救護活動

市（健康福祉部）は、県、医師会及び歯科医師会などに対して、現地に救護班の派遣を要請し、負傷者の応急処置を行います。この際、災害の態様に応じ、県内被ばく医療機関と所要の調

整、連携を図ります。

関連箇所：「第10章 医療救護活動」

第4 避難対策

- 1 災害発生時において、本格的な措置を講ずるまでのパニック防止及び被ばくを最小限にとどめるため、必要に応じて被害が予想される地区の住民に対し、緊急の措置として屋内退避の措置を指示します。
- 2 緊急放射線測定等の結果を踏まえ、国等から避難の実施に関する指導・助言があった場合又は避難の必要があると認めた場合、被災地住民に対し、屋内退避、避難勧告又は避難指示を発令します。

関連箇所：「第11章 避難・被災者受入れ、保護対策」

第5 警戒区域の設定及び交通規制

- 1 警戒区域の設定
市（消防本部）は、気象及び災害の態様等各種情報により、消防法の規定に基づく警戒区域を設定します。
- 2 交通規制等
市（消防本部）、警察等は、警戒区域内の住民の避難及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、警戒区域への法令で定める者以外の立ち入りを制限するとともに、警戒区域へ通じる国道及び主要道路等を危険防止及び緊急交通確保のため、必要に応じて交通規制を行います。
また、交通規制を実施した場合は、規制標識板、立看板等を利用して、現場広報に努めます。

第6 災害広報の実施

- 1 市（本部事務局・消防本部）は、火災等により周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、県、防災関係機関及び事業者と連携し、被害が予想される区域の住民に対して、次の事項に留意し、適切かつ迅速な広報活動を行います。
 - (1) 被災状況及び被災者の状況
 - (2) 放射性物質の漏洩等による危険性
 - (3) 避難勧告・指示・誘導の内容
 - (4) 警戒区域の設定及び交通規制の状況
 - (5) 応急活動の状況 等

2 協力体制

情報伝達については、防災行政用無線、防災安全情報メール、広報車等によるほか、鎌倉エフエム放送（株）、（株）ジェイコム湘南等に協力要請を行います。

第7 放射線測定体制の強化

市は、必要に応じ国等の専門家の助言・指導を得て、関係機関とともにモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握するとともに、その結果を公表します。

第3節 災害復旧

担当 各部

第1 汚染物の除去

放射性物質取扱事業者等は、放射性物質による汚染を除去します。

第2 各種制限措置の解除

環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われた後、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行います。

第3 安全の確認

国の専門家の安全確認を待って事故対策を終息します。